

(様式1)

## 質 問 書

令和 年 月 日

奈井江町長 三本 英司 様

提出者 所在地  
商号又は名称  
代表者名  
連絡先 担当部署・氏名  
電話・FAX番号  
E-mail

奈井江町役場庁舎建設基本・実施基本設計委託業務プロポーザルについて、次のとおり質問します。

No.	該当資料名	項目番号等	質問事項

- 注) 1. 電子メールで提出してください。なお、電話により着信を確認してください。  
2. 記入欄が不足する場合は、欄を追加して記入してください。

(様式2)

## 参加表明書

令和 年 月 日

奈井江町長 三本 英司 様

所在地

商号又は名称

代表者名

印

奈井江町役場庁舎建設基本・実施設計委託業務プロポーザルに参加を希望しますので、下記の書類を添えて参加表明書を提出します。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者であること及び本書並びに添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

### 記

- ①会社概要書（様式4）
- ②業務実施体制表（様式5）
- ③各技術者の経歴等（様式6）
- ④各技術者の資格の免許証の写し
- ⑤その他添付書類

### 【担当者（連絡窓口）】

所属部署

氏名

フリガナ

電話

FAX

E-mail

(様式3)

## 参加辞退届

令和 年 月 日

奈井江町長 三本 英司 様

提出者 所在地  
商号又は名称  
代表者名

令和 年 月 日付で指名通知のありました奈井江町役場庁舎建設基本・実施設計  
委託業務プロポーザルについて、辞退したいので届出します。

**【担当者（連絡窓口）】**

所属部署

氏名

フリガナ

電話

FAX

E-mail

(様式4)

## 会社概要書

商号又は名称						
代表者名						
住所又は所在地						
設立年月日	年 月 日	従業員数	名			
資本金	千円	売上高 (直近決算額)	千円			
建築士事務所 登録番号	( ) 知事 第 号					
技術職員数	名	うち有資格技術者数	名			
業務の実績 (平成12年4月1日以降に完了した業務)						
発注者	業務名	概要	受注形態	出資 割合	契約金額	完了 年月日
(例) 〇〇〇市	〇〇〇市庁舎改築工事 基本設計業務	庁舎の改築 (RC 5階8,000 m <sup>2</sup> ) 基本設計	○ 単体企業 ・ 共同企業体	100%	50,000千円	H23.12
			・ 単体企業 ・ 共同企業体			
			・ 単体企業 ・ 共同企業体			

- 注) 1. 技術者及び有資格者の氏名、資格名称、登録番号を確認できる技術者名簿を添付してください。なお、有資格者とは、一級建築士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士、建築設備士をいいます。
2. 業務の実績は、実施要領4(1)注4)～注7)に該当する会社の実績を、(記入例)に従い3件まで記入してください。なお、提出の際、(記入例)を消去してください。
3. 業務の実績を証明する契約書の写し・仕様書等を添付してください。

(様式5)

## 業務実施体制表

役割	予定技術者氏名 (資格)	所属・役職
管理技術者	( )	
主任技術者 (建築(総合))	( )	
主任技術者 (建築(構造))	( )	
主任技術者 (電気設備)	( )	
主任技術者 (機械設備)	( )	
担当技術者 ( )	( )	

- 注) 1. 配置を予定している者全員について記入してください。なお、欄が不足する場合は、欄を追加して記入してください。
2. 資格を有する者の免許証の写しを添付してください。
3. 3 か月以上の継続雇用関係を証明する書類の写しを添付してください。(健康保険証の写し等)

(様式6)

## 各技術者の経歴等

本業務での役割	管理技術者 ・ 主任技術者					
氏 名						
生 年 月 日	年 月 日 ( 歳)					
所属及び役職						
	入社年月日	年 月 日				
保 有 資 格	資格の種類、部門	登録番号	取得年月日			
		第 号	年	月	日	
		第 号	年	月	日	
		第 号	年	月	日	
業務の実績 (平成12年4月1日以降に完了した業務)						
発注者	業務名	概要	受注形態	出資割合	契約金額	完了年月日
(例) 〇〇〇市	〇〇〇市庁舎改築工事 基本設計業務	庁舎の改築 (RC 5階 8,000 m <sup>2</sup> ) 基 本設計	○ 単体企業 ・ 共同企業体	100%	50,000千円	H23.12

- 注) 1. 本業務での役割は、管理技術者及び主任技術者のいずれかを選択し記入してください。  
2. 管理技術者及び主任技術者の業務の実績は、実施要領4 (1)エの条件を確認できるものを(例)に従い同種業務優先で2件まで記入してください。なお、提出の際は、(記載例)を消去してください。  
3. 業務の実績を証明する契約書の写し・仕様書等を添付してください。なお、会社の業務実績を証明する書類と同一の場合は省略可とします。

(様式7)

## 技術提案審査申請書

令和 年 月 日

奈井江町長 三本 英司 様

(提出者)

所在地

商号又は名称

代表者名

奈井江町役場庁舎建設基本・実施設計業務プロポーザルに係る審査に参加するため、下記の書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

### 記

- 1 業務実施方針（様式8）
- 2 技術提案書（様式9-1、様式9-2、様式9-3、様式9-4）
- 3 その他添付書類

### 【担当者（連絡窓口）】

所属部署

氏名

フリガナ

電話

FAX

E-mail

(様式 8)

## 業務実施方針

方針及び手法	業務の実施体制、工程・品質管理、基本計画に基づく町の方針や住民意見の反映の取組、その他の業務実施上の配慮事項
<ol style="list-style-type: none"><li>1 基本・実施設計業務における実施体制、工程管理、品質管理などの基本的考え方を記述すること。</li><li>2 A 3 版横 1 枚以内に記入すること。余白は左 2 cm、上下右 1.5cm 以上を確保し、作成にあたりこの注意書は削除すること。</li><li>3 主要な本文の文字の大きさは 10pt 以上とすること。</li><li>4 文書を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図の使用は可能としますが、設計内容が具体的に表現されていると認められる場合は減点の対象とする。(別紙 1 参照)</li><li>5 個人や会社を特定できるような表現や内容は記載しないこと。</li></ol>	

(様式9-1)

## 技術提案書

特定テーマ①	より安心して利用できる庁舎
	耐震性の高い建物とし、災害時の電力等の確保や、情報管理の徹底等により、防災機能やセキュリティ機能を強化した庁舎

- 1 A3版横1枚以内に記入すること。余白は左2cm、上下右1.5cm以上を確保し、作成にあたりこの注意書は削除すること。
- 2 主要な本文の文字の大きさは10pt以上とすること。
- 3 文書を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図の使用は可能とするが、設計内容が具体的に表現されていると認められる場合は減点の対象とする。(別紙1参照)
- 4 個人や会社を特定できるような表現や内容は記載しないこと。

(様式 9 - 2)

## 技術提案書

特定テーマ②	機能的で親しみのある庁舎
	窓口機能の強化や高齢者等への配慮、ユニバーサルデザインの導入など、高機能で誰もが利用しやすい庁舎

- 1 A 3 版横 1 枚以内に記入すること。余白は左 2 cm、上下右 1.5cm 以上を確保し、作成にあたりこの注意書は削除すること。
- 2 主要な本文の文字の大きさは 10pt 以上とすること。
- 3 文書を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図の使用は可能とするが、設計内容が具体的に表現されていると認められる場合は減点の対象とする。(別紙 1 参照)
- 4 個人や会社を特定できるような表現や内容は記載しないこと。

(様式 9 - 3)

## 技術提案書

特定テーマ③	交流や賑わいが広がる庁舎
	町民が気軽に使用できるスペースや、各種情報を発信する手段を確保し、明るく賑わいのある庁舎

- 1 A 3 版横 1 枚以内に記入すること。余白は左 2 cm、上下右 1.5cm 以上を確保し、作成にあたりこの注意書は削除すること。
- 2 主要な本文の文字の大きさは 10pt 以上とすること。
- 3 文書を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図の使用は可能とするが、設計内容が具体的に表現されていると認められる場合は減点の対象とする。(別紙 1 参照)
- 4 個人や会社を特定できるような表現や内容は記載しないこと。

(様式 9 - 4)

## 技術提案書

特定テーマ④	経済的で環境にやさしい庁舎
	建設・維持管理コストを最小限に抑えるための構造や資材、設備などを導入し、省エネルギー化・省資源化に配慮した庁舎

- 1 A 3 版横 1 枚以内に記入すること。余白は左 2 cm、上下右 1.5cm 以上を確保し、作成にあたりこの注意書は削除すること。
- 2 主要な本文の文字の大きさは 10pt 以上とすること。
- 3 文書を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図の使用は可能とするが、設計内容が具体的に表現されていると認められる場合は減点の対象とする。(別紙 1 参照)
- 4 個人や会社を特定できるような表現や内容は記載しないこと。